

陳情書の提出に係る本人確認について（会議規則第 99 条第 2 項関係）

境港市議会会議規則第 99 条第 2 項に規定する議長が別に定める書面等又は電磁的記録について必要な事項を次のとおり定める。

○陳情者（法人の場合はその代表者）の本人確認書面等又は電磁的記録

**【1点でよいもの】**

※有効期限の定めのあるものは有効期限内のものに、有効期限のないものは交付又は発行の日から 10 年以内のもの（住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、交付の日から 30 日以内のもの）に限る。

1. 本人の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、陳情者が本人であることを確認するに足りるもの。

（例）運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、日本国旅券、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被保険者証（国民健康保険、健康保険、共済組合、介護保険、後期高齢者医療等）、特別医療受給資格者証、母子手帳、印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書

2. 国又は地方公共団体以外の法人が発行した資格証明書又は身分証明書等で、本人の氏名及び住所又は居所が記載されているもの。

（例）社員証、学生証

**【2点必要なもの】** 1、2 から各 1 点ずつ確認する。

1. (1) 国、地方公共団体又はこれら以外の法人が発行した資格証明書又は身分証明書等で、本人の氏名及び住所又は居所が記載されているもの（有効期限のないものであって、交付又は発行の日から 10 年を超過したもの（住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、交付の日から 30 日を超過したもの）に限る。）

(2) 国、地方公共団体又はこれら以外の法人が発行した資格証明書又は身分証明書等で、本人の氏名が記載されているもの（有効期限の定めのあるものは有効期限内のものに限り、有効期限のないものは交付又は発行の日から 10 年以内のものに限る。）

2. 氏名及び住所又は居所が記載されている税、社会保険料、公共料金等の通知書又は領収書（発行又は領収の日から 30 日以内のものに限る。）

○本人確認の効果と有効期限

1. 陳情書を提出する際にいったん本人確認書類を提出し、又はその写しを提出して本人確認を完了した場合、それ以降の当該陳情書の手続きにおいては、陳情書に記載のある電話番号、電子メールアドレスを経由することによって、本人確認書類の再提示や再提出を省略することができる。(ただし、当該陳情者の氏名若しくは住所又は居所に変更があった場合は、この限りではない。)
2. ある陳情書で本人確認済みの電話番号や電子メールアドレスがあるときは、当該陳情書と提出期限を同じくする別の陳情書についても、当該電話番号を用いてファクシミリを送信し、又は当該電子メールアドレスを用いて送信することによって、本人確認書類の再提示や再提出を省略することができる。(ただし、当該陳情者の氏名若しくは住所又は居所に変更があった場合は、この限りではない。)